

P5コーナー
(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。
措置法の適用状況

国税に関する法律には、所得税法や法人税法などの個別税法の他に**租税特別措置法**があります。この法律で、一定の経済活動を行うものに税制上の優遇措置を定めています。政策的に重要な取扱いも多数ありますが、以前より問題とされている法律です。例えば特定の利子や配当に有利な取扱いを定めるもの(措置法8条の4など)や、医師等の社会保険診療報酬に高額な必要経費を認める制度(同26条)などがあり、これら租税優遇措置が合理的な根拠があるのかという問題です。

そこでこれに対して、この租税特別措置に対して実態を把握するなどのため**租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律**が定められています。

そして、先月、令和7年2月に**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**が国会に提出されました。

報告書で適用状況として次の表が出されています。なお、法人税率の特例の最たるものが中小企業者の特別税率です(措置法42条の3の2)。

これは、一定の中小企業者の所得金額のうち年800万円以下の部分について**15%**の法人税率が適用される定めとなっています(通常の法人税率**23.2%**)。

種類	適用額	3年度			4年度		5年度	
		千億円	千億円	千億円	措置数	適用件数(万件)	千億円	措置数
法人税率の特例	特例対象所得金額	42.9	44.4	45.5	2	108.0		
税額控除	税額控除額	9.4	13.3	17.3	17	31.4		
特別償却	特別償却限度額等	8.3	8.4	8.3	26	3.7		
準備金	損金算入額	5.5	6.6	6.5	10	0.4		

個別適用額

措置名	3年度	4年度	5年度
	千億円	千億円	千億円
中小企業者等の法人税率の特例	42.5	44.0	45.3

単純に計算しますと、優遇された税金は、5年度で4千億円弱となります。

事務所・P5より・・・

編集後記 この時期は、個人の所得税や消費税の業務を中心に行っていますが、業務に関係なく四季の移り変わりは確実にやってきます。そして花粉の飛散の時期になりました。みなさんもマスク、手洗いなどを行い花粉症に気を付けてください。 **編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)**



令和7年3月1日
添付書類の提出省略

今年は、個人の確定申告の期限が**3月17日(月)**と通常の**15日**より**なんと2日**も余裕があります。そうは言っても、どこも同じでしょうが弊所でも、その後の業務に支障を来さないように14日(金)までに終わらせるつもりで頑張っています。どうぞよろしくお祈りします。

本年2月14日に国会に提出された「**所得税法等の一部を改正する法律案**」は、やはり**スナナリ**とはいかず3月上旬ぐらまで紆余曲折がありそうです。

そんな中、早速「**修正案1**」が出されました。この後2, 3と続くかも知れませんが、これを紹介しておきます。

申告、納付、徴収や調査などの国税についての基本的なものや共通的な事項を定めている「**国税通則法**」の第1章の通則中に、「**納税者権利憲章の作成及び公表**」という1条を設けるとしています。

そこで、「**国税庁長官は、納税者の権利に関する事項として次に掲げる事項を平易な表現を用いて簡潔に記載した文書(・・・)を作成し、これを公表するものとする。**」としています。

OECD諸国では、既に**一般的になっている「納税者権利憲章」**については、以前から度々取りあげられ、特に平成

21年の政権交代(9月から民主党政権)でかなり具体的になっていました。平成24年の野田内閣時には、法案として国会に提出され、その後削除されたいわく付きのものです。もしかすると今回、入るかも知れません。

また、この修正案では、今後の検討項目として次のようなものを挙げています。

政府は、「**この法律の施行後一年以内に、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。**」として・・・

- * **金融所得課税**について、将来において総合課税に移行する。
- * **使用者が役員、使用人**に対し支給する食事について、所得税が課されない限度額を、一月当たり**3,500円**から**7,000円**に引き上げる。
- * **給与等の支給額が増加した場合**の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度を廃止する。

などなどです。

HPリンク⇒

下線部分はソースにリンクできます。



2025年3月の税務・総務予定

(税務)

* 令和6年分所得税の申告・納付

2月17日(月)～3月17日(月)

振替納税選択の振替日

4月23日(水)

* 令和6年分個人消費税の

申告・納付 3月31日(月)まで

振替納税選択の振替日

4月30日(水)

* 令和6年分贈与税の申告・納付

2月3日(月)～3月17日(月)

(総務他)

* 新年度予算編成

* 保存文書類の整理・廃棄

* IT設備点検・更新

COVID-19 関連のデータはホームページ
(HP)に掲載しております。

最近では、**e-Tax** を利用した納税申告が増えています。スマホによる申告も今年から「スマホ用電子証明書」が導入されるなど本格的に使えるように工夫されています。もちろん諸外国では、かなり以前からスマホ(その時はスマホと言ってたかどうか分かりませんが)による申告が出来ていたことを考えますと、遅い感じはしますが。

まだまだ問題はありますが、e-Taxによる申告で便利になったことも確かです。

さて今回は、**e-Tax** を利用して所得税の確定申告書を提出する場合に一定の書類の提出を省略することができる制度があるというお話しです。

行政手続の簡素化や納税環境整備の観点から導入の促進を図るために行われているこの制度では、原則として法定申告期限から5年間は、税務署からこれらの書類の提示を求められた場合に必要ですのでその書類は保存しておくことになっています。

どんなものが申告時に提出しなくても良いかと言いますと、他の人が作成した次のようなもので一般的なものをいくつか紹介しておきます。

- * 医療費通知(医療費のお知らせ)
- * おむつ証明書
- * 社会保険料控除の証明書
- * 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- * 生命保険料控除の証明書
- * 地震保険料控除の証明書
- * 寄附金控除の証明書
- * ローン控除に係る借入金年末残高証明書(初年度は提出) などです。なお、ほかに次の書類については、平成31年4月から提出が不要となっています。

- * 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- * 特定口座年間取引報告書
- * 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類

もちろん申告時にはこれらの書類をお預かりしチェックした後、整理してご返却しております。

ちなみに相続税の申告を**e-Tax**により行う場合には、今のところ添付書類の提出を省略できるものはありません。

バラバラで分かり難いのですが、その他にも国税関係手続における添付書

類の省略に向けた取組で、住民票については、令和2年以後に贈与により取得する財産に係る相続時精算課税選択届出書に添付の省略が認められています。

また法令により登記事項証明書の添付については広範囲に省略できると規定されています。

もう少し整理できてシンプルになれば良いのですが、付け足し付け足しで分かり難くなっています。

国税庁が毎年12月に公表している令和6年分申告に係る「**所得税 消費税 誤りやすい事例集**」から紹介します。今年から新たに記載されたものとしては、定額減税、株式の配当などの利子配当譲渡や、インボイス制度導入による消費税について、があります。

その中から概要を紹介します。

誤りのポイント

給与等と公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けていることから確定申告をしなければならないと思っている。

【説明】給与等の源泉徴収税額と公的年金等の源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けていてもそれだけで確定申告の義務はありません。常識的には納得し難い取扱いですが、年の途中で減税を急いだ結果、公平性という意味では色々綻びがでた政策でした。

法的には、確定申告をしなくて良い場合(所法121条)として、源泉徴収等されている一般の給与所得者については、(不動産所得や事業所得、雑所得などの)その他の所得が20万円以下であるとき(同1項)や、公的年金等の全部について源泉徴収の対象とされてい

場合についてもその他の所得が20万円以下であるときは、その年分の所得税について**確定申告書の提出が不要**とされています(同3項)。すなわち申告すれば納税額が増えることが確かであっても申告しなくて良いと言うことです。

もう一つ余計なことですが、確定申告した場合には、他の所得(例えば雑所得)が20万円以下でも、それも入れて申告します。申告するのであれば20万円以下の所得も全て申告します。

また、退職所得がある人についても原則、申告不要となっています(所法121条2項)。でも最近では、それで済まない場合もでてきました。それは、配偶者控除や基礎控除の金額を算出する場合には、合計所得金額で異なりますので退職所得も無視できません。

何故ならば合計所得金額は、総所得金額(不動産所得や給与所得などの合計額)に退職所得金額を加算して計算します。そして退職所得金額とは、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額だとされていますので、所得の確認は必要です。もちろん退職金が退職所得控除以下ですと所得は発生しません。

退職所得控除額・勤続年数が20年以下＝勤続年数×40万円

勤続年数が20年超＝800万円＋(勤続年数－20年)×70万円